

経済建設常任委員会

日時：令和4年3月15日（火）

予算・決算特別委員会経済建設分科会終了後

場所：第3委員会室

1 付託議案の審査

議案第20号 令和4年度島田市水道事業会計予算

議案第22号 令和4年度島田市公共下水道事業会計予算

議案第23号 島田特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例について

議案第24号 島田都市計画川越し街道周辺地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について

議案第28号 島田市地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例について

議案第29号 島田市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

2 その他

〔産業観光部〕

○農業振興課

○観光課

〔都市基盤部〕

○建設課

付託議案審査項目（経済建設常任委員会）

（令和4年2月25日上程議案）

《令和4年2月25日上程》

【予算書頁／説明書頁】

○議案第20号 令和4年度島田市水道事業会計予算 ----- 23~25/251~288

【予算書頁／説明書頁】

○議案第22号 令和4年度島田市公共下水道事業会計予算
----- 30~32/342~377

【議案頁／説明書・参考頁】

○議案第23号 島田市特定用途制限地域内における建築物の
制限に関する条例について ----- 1~2 / 1~3

○議案第24号 島田都市計画川越し街道周辺地区計画の区域内における
建築物の制限に関する条例について ----- 3~5 / 4~6

○議案第28号 島田市地区計画等の案の作成手続に関する条例の
一部を改正する条例について ----- 11~12/31~34

○議案第29号 島田市水道事業給水条例の一部を改正する条例について ----- 13~14/35~38

令和4年3月15日
産業観光部農業振興課

実質化された人・農地プランの作成について（報告）

○作成の目的

当市の農業は、農業者の高齢化や担い手不足、農産物価格の低迷などにより、多くの方が農業を続けていくことが困難な状況になっている。その結果、農地の借り手も減少し、荒廃農地が増え、年々、地域農業が衰退している状況にある。

そこで今後、だれがどのように地域農業を守っていくのか、農業者が中心となって将来像を定める、「実質化された人・農地プラン」を作成して、担い手の確保育成及び農地の集積・集約化を進めていく。

○作成の方針及び経過

- ・市内を6地区（島田・六合・初倉・金谷・五和・川根）に分けて作成。
- ・農業資格のある農家へ農業経営の意向アンケートを実施（2,085/2,449人・回答率85.1%、回答者の農地カバー率71.0%）し、年代及び後継者の有無などにより色分けした地図を作成。
- ・アンケート集計結果や地図を基に、地区座談会を開催（9会場延べ233人参加）。
参加者：農業委員、農地利用最適化推進委員、認定農業者、認定新規就農者、農政協力委員
- ・地区別に作成したプラン案について、島田市担い手育成総合支援協議会によって検討し、承認を得て作成完了（R4.2/28）。

○プランの内容

1. 対象地区の現状
 - ・地区の農地面積やアンケートに回答した農業者の耕作面積
 - ・75歳以上の農業者の耕作面積（後継者有り・無し・未定・未回答で区分）
 - ・規模拡大の希望合計面積（アンケートに記載された拡大希望面積）
2. 対象地区の課題
 - ・地区座談会にて話し合われた地域の現状やアンケート調査の集計結果など
3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針
 - ・中心経営体（認定農業者（個人・法人）、認定新規就農者）へ地域の農地を集約。
 - ・その地区の中心経営体リスト（氏名と経営内容、耕作面積等）
4. 3の方針を実現するために必要な取組みに関する方針
 - ・農地貸付の意向、農地中間管理機構の活用方針、基盤整備の取組方針、新規・特産農産物の導入方針、担い手の確保育成方針について、座談会での意見等を反映。

○公表

市のホームページ及び農業振興課窓口（個人情報部分は空欄表示）

<データ抜粋>

	地区農地面積	75歳以上農地面積	規模拡大希望面積	中心経営体数
島田地区	815.3ha	197.6ha	21.6ha	45件
六合地区	240.3ha	43.6ha	3.2ha	6件
初倉地区	900.6ha	102.0ha	37.9ha	161件
金谷地区	518.4ha	65.3ha	14.0ha	71件
五和地区	704.9ha	112.7ha	3.6ha	55件
川根地区	431.4ha	101.7ha	2.7ha	27件
計	3,610.9ha	622.9ha	83.0ha	365件

ばらの丘公園入園料の改定について

(都市基盤部建設課)

令和4年度ばらの丘公園の指定管理について、遠鉄アシスト株式会社が指定を受けました。ばらの丘公園の入園料について、下記のとおり承認しましたので報告いたします。

記

1. 令和4年度 ばらの丘公園入園料の額

区 分			個 人	団 体 (20人以上)
入 園 料 (1人1回につき)	一 般 (高校生を含む。)	5月1日から6月30日まで	300円	240円
		10月1日から11月30日まで		
		4月1日から4月30日まで	200円	160円
	12月1日から12月31日まで			
	中 学 生 小 学 生	7月1日から9月30日まで	100円	80円
		1月1日から3月31日まで		
5月1日から6月30日まで		150円	120円	
10月1日から11月30日まで				
中 学 生 小 学 生	4月1日から4月30日まで	100円	80円	
	12月1日から12月31日まで			
	7月1日から9月30日まで	50円	40円	
	1月1日から3月31日まで			

2. 入園料比較表

入園料	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 条例	個人	一般	200円	300円			300円			200円			
		小中学生	100円	150円			150円			100円			
	団体	一般	160円	240円			240円			160円			
		小中学生	80円	120円			120円			80円			
② 遠鉄アシスト株式会社	個人	一般	200円	300円	100円		300円		200円	100円			
		小中学生	100円	150円	50円		150円		100円	50円			
	団体	一般	160円	240円	80円		240円		160円	80円			
		小中学生	80円	120円	40円		120円		80円	40円			
③ 現管理者	個人	一般	0円	300円	0円		300円		0円				
		小中学生	0円	150円	0円		150円		0円				
	団体	一般	0円	240円	0円		240円		0円				
		小中学生	0円	120円	0円		120円		0円				

※入園料は1人1回につきの料金、一般には高校生を含みます。団体入園は、20人以上とします。